

番号	1
項目	<p>条例で統廃合の対象となっていた3小学校（森之宮・中浜・今福）の統廃合問題について、進捗状況をお聞かせ下さい。私たちは、小規模校では一人ひとりの子どもに教師の目が行き届き、子どもたちがよく知り合い人間関係も深まり子どもの成長発達にとって教育的な価値をもつと考え、以前から少人数学級の推進を求めて統廃合はやめてほしいと訴えてきました。</p> <p>小学校は地域の大切な防災拠点でもあり、地域コミュニティの発展に必要なものです。学校関係者と地域住民の間での十分な話し合いをしていただき、一方的な統廃合はやめて下さい。また、学校跡地は地域の避難所、コミュニティの場として残して下さい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、大阪市学校活性化条例ならびに大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則等において、小学校の適正な学級規模は12～24学級と規定されており、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、適正規模を満たさない学校（以下、「対象校」という）については、各区において学校再編整備計画案を作成し、教育委員会会議の議決を経て、学校配置の適正化を進めています。</p> <p>一方「少人数学級の推進」に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律の改正法が令和3年4月に施行され、小学校2年生から段階的に1学級を40人から35人に引き下げ、令和7年に全学年で完了見込みとなっています。</p> <p>小学校は在籍する小学生やその保護者のみならず、防災拠点や地域活動の場として重要な役割を果たしていることから、城東区では条例改正された令和2年4月以降、学校再編整備をどのように進めていくかについて、対象校が所在する地域活動協議会やPTA役員の皆さまと意見交換を行い、今福小については令和4年6月から、中浜小・森之宮小については同年9月から、対象校ごとに在籍する児童の保護者等を対象として説明会を開催し、ご意見をお伺いしています。</p> <p>対象校のうち今福小学校については、放出小学校に統合することとし、その実施時期を令和10年4月とする再編整備計画案を上程し、令和6年2月13日開催の教育委員会会議において承認されたところです。今後、統合に向けてこれまでの取り組みや成果を継承していくよう学校間、教員間で連携を進めていくとともに、「学校適正配置検討会議」を設置し、各校区の地域住民や保護者のみなさまからご意見をお伺いしながら、より良い計画の実施を進めてまいります。</p> <p>その他の適正配置対象校につきましても、引き続き検討を進めてまいります。</p>	
担当	城東区役所 保健福祉課（子育て教育） 電話：06-6930-9065

番号	2
項目	<p><u>児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障されるため、学校の女子個室トイレに返却不要な生理用品を置いて下さい。また、区役所にも生理用品や自動のサニタリーボックスを設置して下さい。トイレトペーパー同様に無料で生理用品が常備される社会を願って要望します。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市立の小中学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で手に取ることができる環境を整えるよう学校向けに通知を行い、女子トイレ（個室含む）等、各学校の実情に合った提供場所において設置しているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	2
項目	<p>児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障されるため、学校の女子個室トイレに返却不要な生理用品を置いて下さい。また、<u>区役所にも生理用品や自動のサニタリーボックスを設置して下さい。</u>トイレットペーパー同様に無料で生理用品が常備される社会を願って要望します。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>区役所庁舎内トイレにおける、生理用品及び自動のサニタリーボックスの設置については、維持管理が困難であることから設置する予定はありません。</p>	
担当	<p>城東区役所 総務課      電話：06-6930-9625</p>

番号	3
項目	<p>避難所となる小学校の体育館にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などのジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</p> <p>公園の整備、樹木の植栽、道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>令和6年能登半島地震をふまえ、避難所ともなる小学校の体育館への空調機整備に取り組むこととし、整備にあたっては、平時の教育面からの視点もふまえ、教育委員会事務局において調査に係る予算を計上したところです。</p> <p>また、避難所における飲料水の整備や避難所運営に女性の視点を取り入れることは、非常に重要と考えており、避難所運営には女性をはじめ多様なメンバーを含めることや、女性専用スペースを設置することなど、「避難所開設・運営ガイドライン」に定めて周知を図っており、多様性に配慮した避難所運営を行うことで、ジェンダー視点での整備が図られると考えています。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7379

番号	3
項目	<p>避難所となる小学校の体育館にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などのジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</p> <p>公園の整備、樹木の植栽、道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>環境局では、災害時の避難所への災害用仮設トイレにつきまして、誰でも容易に使用できる組立式の災害トイレ 563 基（洋式、各避難所分）の購入を完了しています。</p> <p>また、民間の仮設トイレ事業者 4 社と協定を結んでおり、災害時には洋式タイプを優先的に配備するよう要請するとともに、大規模災害時に速やかに対応できるよう危機管理室と調整を行い、各避難所のトイレにつきまして、不足等のないよう対応を行ってまいります。</p> <p>(避難所施設内のトイレにつきましては、施設管理者と避難所を指定した危機管理室での調整となります。)</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 まち美化担当 電話：06-6630-3238

番号	3
項目	<p>避難所となる小学校の体育館にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などのジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p><u>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</u></p> <p>公園の整備、樹木の植栽、道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制など、令和12年度までに大阪府・大阪市が一体となって取り組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかスマートエネルギープラン」を令和3年3月に大阪府とともに策定し、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。</p> <p>避難所や防災拠点を含む市有施設等への再生可能エネルギー設備の設置については、令和4年度末時点で、太陽光発電は264か所、水力発電は3か所、風力発電は1か所、廃棄物発電は6か所、下水消化ガス発電は6か所ございます。その中には、民間事業者との連携により、太陽光発電の導入を進めているものもあります。当事業は、太陽光発電事業を行う事業者により市有地等を貸し出し、事業者が発電事業を実施するものです。平成25年11月からは夢洲において大規模太陽光発電（メガソーラー）事業を実施しているほか、咲洲でも民間事業者によるメガソーラー事業が平成26年5月から実施されています。また、平成29年度からは、大阪市立の小中学校を対象に太陽光パネルを設置する事業を進めており、令和2年度までに181校への太陽光発電設備の設置を完了しました。</p> <p>今後とも、公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当 電話：06-6630-3483

番号	3
項目	<p>避難所となる小学校の体育館にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などのジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</p> <p><u>公園の整備、樹木の植栽、道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</u></p>
<p>((下線部について回答))</p> <p>本市では、これまで都市の貴重なスペースを確保し、市域全域の中で地域による配置の偏りがなるべく生じないように配慮しながら、都市公園の整備を進めてまいりました。</p> <p>今後も都市公園の配置状況等を踏まえながら、子どもを含めだれもが安全・安心に利用できる場として、ニーズの多様化に対応した都市公園の整備（新設及びリニューアル）を順次進めてまいります。</p> <p>また、樹木の植栽につきましては、昭和39年に「緑化100年宣言」を採択し、公園樹や街路樹をはじめとした緑の量的拡充に重点をおき、市民・事業者・行政が一丸となって緑化に取り組んでまいりました。</p> <p>今後も引き続き、道路や公園整備等に合わせた緑化を推進するとともに、市民の安全・安心を確保しながら公園樹や街路樹の健全な育成管理を行い、良好なみどりの維持管理に努めてまいります。</p> <p>市民の皆様が道路を安全・安心に通行していただけますよう、日常的な巡視及び点検・調査などにより区画線や道路舗装の状態を監視し、適宜良好な状態になるよう努めております。</p> <p>なお、横断歩道・停止線などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が管轄しておりますので、所轄警察署へ情報提供するなど連携し、引き続き取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6601</p> <p>建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891</p> <p>建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801</p> <p>建設局 東部方面管理事務所 中浜工営所 電話：06-6969-2656</p>

番号	4
項目	<p><u>自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないで下さい。「除外申請」ができることも広く知らせて下さい。</u>また、教育、市民生活、防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	4
項目	<p>自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないで下さい。「除外申請」ができることも広く知らせて下さい。また、教育、市民生活、<u>防災への自衛隊の介入や</u>、<u>防災の名を借りた広報</u>、PR活動をしないで下さい。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。</p> <p>大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。</p> <p>そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところですので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-9808

番号	4
項目	<p>自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないで下さい。「除外申請」ができることも広く知らせて下さい。また、教育、市民生活、<u>防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。</p> <p>今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	5
項目	<p>コロナ禍と物価高騰で区民の暮らしは逼迫し、とりわけ低所得者の生活はより困難になっている中、複数の団体が協力して「食料無料市場」を開催し毎回 150～200 人の方が来られています。しかし、運営面では各団体とも財政面で困難を抱えています。会場の確保、物資の提供など行政の援助をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活保護に至る前の段階の第 2 のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	<p>城東区役所 保健福祉課（福祉） 電話：06-6930-9857</p>